

協議第13号

地方税、使用料、手数料の取扱いについて

地方税、使用料、手数料の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年12月7日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会
会長 中村 功一

記

地方税、使用料、手数料の取扱いは、別紙のとおりとする。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.1

協定項目番号	10	協定項目名	地方税、使用料、手数料の取扱い	
調整方針	1 地方税については、東近江市の制度に統一する。 2 使用料、手数料については、東近江市の方針に基づき統一するよう調整する。 3 入館料を定めている施設については、現行のとおりとする。			
1 市 2 町の 現 況				
項目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
1. 地方税の取扱い 個人市民税				
税率	地方税法第310条に基づく標準税率を採用し、均等割3,000円/年・人とする。	同左	同左	
	地方税法第314条の3に基づく標準税率を採用し下記のとおりとする。 所得割 標準税率採用 課税所得の段階で、 ・200万円以下の金額 3% ・200万円を越え700万円以下の金額 8% (速算控除額100,000円) ・700万円を超える金額 10% (速算控除額240,000円)	同左	同左	
	地方税法第320条に基づき下記のとおりとする。 (個人・普通徴収) 1期 : 6/1~ 6/30 2期 : 8/1~ 8/31 3期 : 10/1~ 10/31 4期 : 1/1~ 1/31	同左	同左	
	地方税法第321条の5に基づき、下記のとおりとする。 (個人・特別徴収) 月割り額を翌月の10日まで 特例事業所 6月~11月分 12月10日 12月~ 5月分 6月10日	同左	同左	
納期前納報奨金	地方税法第321条に基づき、下記のとおりとする。 率 100分の0.2 上限 各期に係る税額が50万円を限度とする。	率 100分の0.5 上限 報奨金 100,000円	率 100分の0.5 上限 報奨金 50,000円	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	10	協定項目名	地方税、使用料、手数料の取扱い	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
法人市民税				
税率	地方税法第312条に基づく標準税率を採用し、下記のとおりとする。 1号法人:3,000,000円 2号法人:1,750,000円 3号法人: 410,000円 4号法人: 400,000円 5号法人: 160,000円 6号法人: 150,000円 7号法人: 130,000円 8号法人: 120,000円 9号法人: 50,000円	同左	同左	
	地方税法第314条の6に基づき、下記のとおりとする。 法人税割 14.70% 資本等の金額が1億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社 13.70% 上記以外の法人	13.50%	14.00%	
	納期 地方税法第321条の8に基づき、下記のとおりとする。 事業決算後2ヶ月以内(延長1ヶ月)	同左	同左	
固定資産税				
税率	地方税法第350条に基づく標準税率を採用し、下記のとおりとする。 1.4%(標準税率)	同左	同左	
納期	地方税法第362条に基づき、下記のとおりとする。 1期 : 5/1~5/31 2期 : 7/1~7/31 3期 : 12/1~12/25 4期 : 2/1~2月末日	1期 : 5/1~5月末日 2期 : 7/1~7月末日 3期 : 12/1~12月末日 4期 : 2/1~2月末日	1期 : 5/1~5/31 2期 : 7/1~7/31 3期 : 12/1~翌年1/4 4期 : 2/1~2月末日	
納期前納報奨金	地方税法第365条に基づき、下記のとおりとする。 率 100分の0.2 上限 各期に係る税額が50万円を限度とする。 ただし、上限額については都市計画税と合算した額とする。	率 100分の0.5 上限 報奨金 100,000円	率 100分の0.5 上限 報奨金 50,000円	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	10	協定項目名	地方税、使用料、手数料の取扱い	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
軽自動車税				
税率	地方税法第444条に基づき、下記のとおりとする。 ・原動機付自転車 0.05ℓ以下 1,000円 0.05ℓ超、0.09ℓ以下 1,200円 0.09ℓ超 1,600円 三輪以上 2,500円 ・軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪 乗用 営業用 5,500円 四輪 乗用 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 貨物用 自家用 4,000円 専ら雪上を走行するもの 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 ・二輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車の種類 農耕作業用：トラクター、乗用コンバイン等 その他：フォークリフト、小型除雪車	同左	同左	
	納期			
市町たばこ税				
税率	地方税法第468条及び附則第30条の2に基づき、下記のとおりとする。 製造たばこ 1,000本 2,977円 旧3級品 1,000本 1,412円	同左	同左	
納期	地方税法第473条に基づき、下記のとおりとする。 当月の販売分につき、翌月の末日まで	同左	同左	
入湯税				
税率	地方税法第701条の2に基づく標準税率を採用し、下記のとおりとする。 1人1日 150円	該当なし	該当なし	
課税免除	次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 (1) 年齢12歳未満の者 (2) 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者 (3) 学校教育の一環として行われる行事に参加する場合において入湯するもの	該当なし	該当なし	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.4

協定項目番号	10	協定項目名	地方税、使用料、手数料の取扱い	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
都市計画税				
	都市計画税については、現行(税率については、新市発足時まで決定する。)のとおりとする。 ただし、新市における都市計画事業の事業量に基づき、新市発足時から5年以内に見直しを行う。	課税なし	課税なし	
納期	1期: 5/1～5/31 2期: 7/1～7/31 3期: 12/1～12/25 4期: 2/1～2月末日	該当なし	該当なし	
納期前納報奨金	率 100分の0.2 上限 各期に係る税額が50万円を限度とする。 ただし、上限額については固定資産税と合算した額とする。	該当なし	該当なし	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	10	協定項目名	地方税、使用料、手数料の取扱い
	1 市	2 町の現況	
項目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町
2.使用料、手数料の取扱い 使用料			
	<p>同一あるいは同種の公共施設の使用料については、次の考え方に基づいて合併時に統一する。</p> <p>(1)市民が利用しやすく、わかりやすい料金体系とする。</p> <p>(2)料金設定にあたっては、施設の規模・形態・設備や床面積等を基準とする。</p> <p>(3)野球場(グラウンドを含む。)及びテニスコートについては、ナイター照明料を設ける。</p> <p>(4)土曜日・日曜日・祝日の利用については、割増し料金を設定しない。</p>		
使用料を定めている施設	<p>【公民館施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東近江市立中央公民館 ・東近江市立中央公民館別館 ・東近江市立御園公民館 ・東近江市立南部公民館 ・東近江市立市辺公民館 ・東近江市立玉緒公民館 ・東近江市立建部公民館 ・東近江市立中野公民館 ・東近江市立平田公民館 ・東近江市立永源寺公民館 センター永源寺 ・東近江市立五個荘公民館 ・東近江市立愛東公民館 愛東文化センター ・東近江市立湖東公民館 <p>【スポーツ施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東近江市布引運動公園 ・東近江市織公園 ・東近江市長山公園 ・東近江市ひばり公園 ・東近江市トレーニングセンター ・東近江市平田グラウンド ・東近江市永源寺運動公園 ・東近江市五個荘体育館 ・東近江市おくのの運動公園 ・東近江市湖東体育館 ・東近江市湖東プール ・東近江市平成の杜体育館 ・東近江市すこやか杜運動公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・能登川町中央公民館 ・能登川町民スポーツセンター ・能登川町やわらぎの郷公園 ・能登川町温水プール 	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲生町公民館 あかね文化センター ・蒲生町運動公園 ・蒲生町町民体育館

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	10		協定項目名	地方税、使用料、手数料の取扱い
	1	2	市の町の現況	
項目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
入館料を定めている施設	<p>【福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東近江市八日市福祉センター ハートピア八日市 東近江市老人福祉センター延命荘 東近江市八日市ふれあいビレッジ 東近江市五個荘福祉センター 東近江市愛東福祉センター じゅぴあ 東近江市湖東福祉センター 東近江市立あかね児童館 東近江市立さつき児童館 東近江市立ひまわり児童館 東近江市立湖東第一児童館 童夢の館 <p>【地域総合センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東近江市立アミティーあかね 東近江市立小脇町宮会館 東近江市立愛東人権啓発センター 東近江市立小脇町宮教育集会所 東近江市立平田駅前教育集会所 東近江市立高屋集会所 東近江市立梅林教育集会所 <p>【勤労福祉施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東近江市勤労者総合福祉センター ウェルネス八日市 東近江市勤労福祉会館 東近江市勤労者体育館 東近江市勤労者グラウンド <p>【その他の施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東近江市政所生活改善センター 東近江市林業センター 東近江市永源寺地域産業振興会館 東近江市ふるさと文化体験学習館 東近江市五個荘農村環境改善センター 東近江市てんびんの里文化学習センター 東近江市泰山閣 東近江市みすまの館 東近江市湖東歴史民俗資料館 練成館 	<ul style="list-style-type: none"> 能登川町総合健康福祉センター「なごみ」 能登川町老人福祉センター「織寿苑」 <ul style="list-style-type: none"> きぬがさコミュニティーセンター <ul style="list-style-type: none"> 能登川町勤労者会館 <ul style="list-style-type: none"> 能登川町文化小劇場「やわらぎホール」 	<ul style="list-style-type: none"> 蒲生町いきがい活動支援センター「せせらぎ」 <ul style="list-style-type: none"> 蒲生町隣保館 <ul style="list-style-type: none"> 該当なし <ul style="list-style-type: none"> 蒲生町文化ホール「あかね文化センター」 	
	<p>【各種施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東近江市世界風博物館八日市大風会館 東近江市愛郷の森 東近江市五個荘近江商人屋敷 藤井彦四郎邸 東近江市五個荘近江商人屋敷 外村宇兵衛邸 東近江市五個荘近江商人屋敷 外村繁邸 東近江市五個荘近江商人屋敷 中江準五郎邸 東近江市すこやかなの杜キャンプ場 東近江市西堀榮三郎記念探検の殿堂 東近江市ことうへムスロイド村 東近江市湖東歴史民俗資料館 	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> 野口謙蔵記念館 	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

No.7

協定項目番号		10	協定項目名		地方税、使用料、手数料の取扱い		
		1	2		現 況		
区 分	種 類	市	町 の		東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町
手数料							
戸籍	戸籍の謄本または抄本の交付手数料		450円 / 1通とする。			同左	同左
	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料		350円 / 1件とする。			同左	同左
	除かれた戸籍、改正原戸籍の謄本または抄本の交付手数料		750円 / 1通とする。			同左	同左
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料		450円 / 1件とする。			同左	同左
	戸籍法に基づく届出または申請の受理の証明書、または受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料		350円 / 1通とする。 (法務省令で定める様式は1,400円 / 1通)			同左	同左
	戸籍法に基づく届書その他の受理した書類の閲覧手数料		350円 / 1件とする。			同左	同左
住民基本台帳	住民票に関する交付手数料		300円 / 1通とする。			同左	謄本 300円 / 1通 抄本 200円 / 1通
	住民基本台帳の閲覧手数料		300円 / 1件とする。			同左	200円 / 1件
	住民票の写し広域交付手数料		300円 / 1通とする。			同左	同左
	住民基本台帳カード交付手数料		500円 / 1件とする。			同左	同左
外国人登録	外国人登録原票に関する証明書等の交付手数料		300円 / 1通とする。			同左	同左
印鑑登録	印鑑登録証交付手数料		300円 / 1件とする。			同左	同左
	印鑑証明書交付手数料		300円 / 1通とする。			同左	同左
税	税に関する証明手数料		300円 / 1件とする。			同左	200円 / 1件
	督促手数料		100円 / 1通とする。			同左	同左
狂犬病予防	犬の登録手数料		3,000円 / 1頭とする。			同左	同左
	狂犬病予防注射		2,650円 / 1頭とする。			同左	同左
	狂犬病予防注射済票の交付手数料		550円 / 1頭とする。			同左	同左
	犬の鑑札の再交付手数料		1,600円 / 1頭とする。			同左	同左
	狂犬病予防注射済票の再交付手数料		340円 / 1頭とする。			同左	同左
その他	諸証明交付手数料(身分、不在住(籍)、埋火葬等)		300円 / 1通とする。			同左	200円 / 1通
	公簿、公文書、図面等の謄抄本の交付手数料		300円 / 1件とする。			同左	同左
	公簿、公文書、図面等の閲覧または照合手数料		300円 / 1件とする。			同左	500円 / 1件

協 定 項 目

地方税、使用料、手数料の取扱い

協 定 項 目 N o .

10

東近江市公共施設の使用料にかかる算定方法

東近江市の所有する公共施設の使用料については、床面積、施設の規模・形態等を基準として、市民にわかりやすい料金体系とし、1時間または1回単位の設定とする。

また、冷暖房使用時は、使用料の50%割増とする。

なお、市民以外の方の利用については、使用料を2倍とする。(プール、弓道場を除く。)

【生涯学習関係・福祉・その他の施設】

ホール(固定席)

基準:施設のグレードによる

2,500円/時間

2,000円/時間

多目的ホール

基準:床面積

300㎡以下 1,000円/時間

300㎡を超えるもの 1,500円/時間

研修室・会議室・和室・調理室等

基準:床面積

50㎡以下 150円/時間

50㎡を超え100㎡以下 250円/時間

100㎡を超えるもの 500円/時間

【児童館】

会議室・和室・ホール等

基準:床面積

50㎡以下 50円/時間

50㎡を超え100㎡以下 100円/時間

100㎡を超えるもの 150円/時間

【地域総合センター等】

研修室・会議室・和室・調理室等

基準:床面積

50㎡以下 50円/時間

50㎡を超え100㎡以下 100円/時間

100㎡を超えるもの 150円/時間

【体育施設】

A 体育館

基準:床面積

バレーボールコート1面相当面積 400円/時間

上記以下 200円/時間

B テニスコート

基準:1面当り

屋外 300円/時間

屋内 600円/時間

照明料金は別途設ける。

C 野球場

スタジアム 1,500円/時間

その他 400円/時間

照明料金、その他の施設利用は別途設ける。

D グラウンド

基準:面積

ソフトボール1面相当面積 200円/時間

照明料金は別途設ける。

E トレーニングルーム

基準:1回

250円/回

F プール

基準:1回(時間制限、年齢区分あり)

大人 500円/回

中学生以下 250円/回

G 弓道場

現行のとおり